

# 令和7年 年間交通安全府民運動 京都府実施要綱



～取組の最重点～

- ☆ こどもの交通事故をなくそう府民運動
- ☆ 高齢者の交通事故をなくそう府民運動
- ☆ 歩行者の交通事故をなくそう府民運動
- ☆ 自転車の交通事故をなくそう府民運動

京都府交通対策協議会



# 年間交通安全府民運動京都府実施要綱

## 1 趣旨

交通事故のない安全で円滑・快適な交通社会を実現することにより、全ての府民が安心して日々の生活を送ることができるよう、一人ひとりが交通社会における責務を自覚した上で、交通安全意識を持って行動する社会気運を高めるとともに、行政、警察、関係機関・団体及び府民が一体となって地域の情勢等にに応じた交通安全対策を計画的かつ積極的に推進していきます。

特に、人優先の交通安全思想に基づく交通事故のない社会を目指し、自動車やバイクの運転者、自転車の利用者、そして歩行者自身も、それぞれ相手の立場を「思いやる心」を広めていくための運動を展開していきます。

また、交通事故に関しては、引き続き交通事故そのものを減少させることを目指すとともに、交通事故死者数をゼロにすることを究極の目標として、重点的な取組を行っていきます。

## 2 共通事項

### (1) 交通マナーを高めよう府民運動の展開

府民一人ひとりが交通社会における責務を自覚するとともに、交通安全を自らの問題と捉え、相手を思いやる心を育むこと、また、正しい交通ルールの実践と交通マナーを高めることにより、交通事故を防止し、安全で円滑・快適な交通社会の実現を目指します。

### (2) スローガン

「思いやりで高めよう！ 京都の交通マナー」

### (3) シンボルマーク

人々が手をつなぎ、ハート（心）をつないで交通安全を呼び掛ける姿をデザインしたものです。中央の人は、交通の「交」の文字をアレンジしています。



## 3 推進要領

交通事故防止のため、行政、警察、関係機関・団体及び府民が、普段から、それぞれの立場においてなし得る交通安全対策を地道に積み重ねることはもとより、緊密に連携しながら各種施策を計画的に推進していくこととします。

また、府民一人ひとりが自主的に取り組むことができる参加・体験・実践型の活動を展開し、行政等と府民が一体となって、交通安全の気運を盛り上げていきます。

## 4 取組内容

### (1) 年間を通じて実施する運動

#### ア 最重点

項目	推進日等	スローガン	シンボルマーク	実施内容
こどもの交通事故をなくそう府民運動	こどもの交通事故防止推進日 (小学校の始業日(各学期))	「事故から守ろう！ 京のこども 明るい未来」		別記 1
高齢者の交通事故をなくそう府民運動	高齢者の交通事故防止推進日 (2月・4月・6月・8月 ・10月・12月の15日)	「思いやり みんなでなくそう 高齢者事故」		別記 2
歩行者の交通事故をなくそう府民運動	横断歩行者の交通事故防止 一斉啓発日 (毎月1日・11日)	「歩行者ファースト 事故防止の合い言葉」		別記 3
自転車の交通事故をなくそう府民運動	自転車安全利用推進月間 (5月)	「自転車の わがまま 気まま 事故のもと」		別記 4
	自転車の安全利用一斉啓発日 (5月第2週の金曜日)			
	自転車安全利用推進日 (毎月第4週の金曜日)			

#### イ 重点

項目	推進日	スローガン	シンボルマーク	実施内容
早めのライト点灯・反射材着用推進府民運動	—	「早めのライト ・安全サイン」		別記 5
飲酒運転根絶府民運動 妨害運転根絶府民運動	—	「飲んだなら 運転しません させません」		別記 6
		「危険運転 みんなで追放 NO! あおり」		
シートベルト・チャイルドシート着用推進府民運動	—	「みんなの命 シートベルトが 守ります」	—	別記 7
二輪車等の安全利用推進 府 民 運 動	二輪車安全利用推進日 (5月3日・9月13日)	『「安全に。」 予断を許さぬ バイク利用』	—	別記 8
	バイクの日 (8月19日)			
迷惑駐車対策推進 府 民 運 動	—	「しない させない 迷惑駐車」	—	別記 9

※ 推進日が、土・日・祝日と重なる場合は、各実施機関の実情に合わせて実施日を変更するなど、効果的な活動を行うものとします。

### (2) 期間を定めて実施する運動

名称	期間
春の全国交通安全運動	4月6日(日)～4月15日(火)
夏の交通事故防止府民運動	7月21日(月)～7月30日(水)
秋の全国交通安全運動	9月21日(日)～9月30日(火)
年末の交通事故防止府民運動	12月1日(月)～12月10日(水)

## ① こどもの交通事故をなくそう府民運動

〈 目 的 〉 こどもに交通ルール遵守の大切さを学ばせ、交通マナーの実践を習慣付けるとともに、運転者にはこどもを思いやる運転意識の定着を図るものです。また、地域住民によるこどもの保護誘導活動を促進するものです。

〈スローガン〉 「事故から守ろう！ 京のこども 明るい未来」

〈シンボルマーク〉 こどもたちが運転者に注意喚起しながら道路を横断する様子と、車両に「！」を重ね、こどもたちに気付く運転者を表現したものです。



〈主な実施内容〉

主体	実施内容
運 転 者 は	<ul style="list-style-type: none"> <li>登下校時間帯の通学路はできるだけ通行しないようにし、やむを得ず通行する場合は、速度を落とし、細心の注意を払って運転しましょう。</li> <li>横断歩道では、こども（歩行者）を認めた場合、必ず一時停止し、こども（歩行者）を優先しましょう。</li> <li>こども（歩行者）が通行しているときは、その動きに十分注意し、一時停止又は徐行して、その通行を妨げないようにしましょう。</li> </ul>
こ ど も は	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校の行き帰りは、通学路を通行し、交通ボランティアや保護者の方の保護誘導に従いましょう。</li> <li>道路を横断するときは、少し遠回りになっても横断歩道等の交通安全施設を利用し、信号機のある横断歩道では、その信号に従い、安全を確認してから横断を始めましょう。</li> <li>信号機のない横断歩道では、運転者に対して横断する意思を明確に伝え、安全を確認してから横断する「合図横断」で横断しましょう。また、横断中も周りに気を付けましょう。</li> <li>歩くとき、自転車に乗るときは、交通ルールや、学校や家庭で教えてもらった約束事を守りましょう。</li> </ul>
家 庭 ・ 地 域 で	<ul style="list-style-type: none"> <li>こどもの手本となるよう、自らが交通ルールを守り、日常生活を通じてこどもに交通事故に遭わないための交通行動を習慣付けましょう。</li> <li>「合図横断」等の交通安全教育をしましょう。</li> <li>こどもの見守り活動や交通安全教室等の交通ボランティア活動に積極的に参加しましょう。</li> <li>夜間の歩行、自転車利用時には、ライトや反射材用品を活用しましょう。</li> <li>こどもが自転車に同乗・乗車するときは、乗車用ヘルメットを着用させましょう。</li> </ul>
幼 稚 園 ・ 学 校 等 は	<ul style="list-style-type: none"> <li>警察、自治体等の関係機関と連携した交通安全教室、登下校指導等を通じて、こどもの交通安全教育に取り組みましょう。</li> <li>信号機のある横断歩道では、その信号に従い、安全を確認してから横断を始め、信号機のない横断歩道を横断するときは「合図横断」をするよう、こどもに繰り返し指導しましょう。</li> <li>警察、自治体、交通ボランティア等と協力し、通学路の危険箇所の点検活動を行いましょう。また、把握した危険箇所については、警察や道路管理者等に改善の働き掛けを行うとともに、交通ボランティア等と協力し、とり得る対策を講じましょう。</li> <li>日常の生活指導や授業を通じて、生命の大切さを学習させ、交通事故に遭わないための交通行動を身に付けさせましょう。</li> <li>家庭と連携・協働し、親子で交通ルールを学ぶ機会を設けましょう。</li> </ul>
実 施 機 関 は	<ul style="list-style-type: none"> <li>日頃から、学校や地域と連携・協働し、保護誘導活動や広報活動などを実施しましょう。</li> <li>学校等と協力し、通学路やこどもが集まる公園、施設等周辺の交通環境の点検・整備を行いましょう。</li> <li>こどもの身の回り品への反射材用品等の取付けを促進しましょう。</li> </ul>

※ 「合図横断」とは

信号機のない横断歩道を横断するとき、「止まる、見る、待つ」の横断要領の中で、手のひらと顔を運転者に向けて「合図」をすることにより、歩行者と運転者のコミュニケーションにつなげる方法

## ② 高齢者の交通事故をなくそう府民運動

〈 目 的 〉 高齢者に交通ルールの遵守と交通マナーの実践を習慣付けるとともに、運転者には高齢者を思いやる運転意識の定着を図るものです。

また、高齢運転者に運転適性に応じた安全運転の心掛けを促すものです。

〈スローガン〉 「思いやり みんなでなくそう 高齢者事故」

〈シンボルマーク〉 高齢者に対する思いやりや気配りをハートの手で表現したものです。



〈主な実施内容〉

主体	実施内容
運 転 者 は	<ul style="list-style-type: none"> <li>高齢者の身体機能の変化や行動の特性をよく理解し、高齢者（歩行者）が通行しているときは、一時停止又は徐行し、その通行を妨げないようにしましょう。</li> <li>高齢者が日常的に利用するスーパー、福祉施設、医療機関、などの周辺や住宅街では、安全な速度で運転をしましょう。</li> </ul>
高 齢 者 は	<ul style="list-style-type: none"> <li>警察、自治体等の関係機関・団体が開催する交通安全教室やイベントに積極的に参加しましょう。</li> <li>自宅付近で交通事故に遭うことが多いことを理解し、慣れた道路でも十分気を付けましょう。特に道路を横断するときには、少し遠回りになっても横断歩道等の交通安全施設を利用し、信号機のある横断歩道では、その信号に従い、安全を確認してから横断を始めましょう。</li> <li>信号機のない横断歩道では、運転者に対して横断する意思を明確に伝え、安全を確認してから横断する「合図横断」で横断しましょう。また、横断中も周りに気を付けましょう。</li> <li>夜間の外出はできるだけ控え、やむを得ず外出するときは、明るい目立つ色の服装を心掛け、持ち物等に反射材用品等を取り付けましょう。</li> <li>自動車等を運転する場合は、身体機能や健康状態を考え、少しでも不安を感じたら運転を控え、家族に相談したり、警察の安全運転相談窓口を利用しましょう。また、交通事故防止を第一に考え、運転免許証の自主返納やサポートカー限定免許の申請を検討しましょう。</li> <li>衝突被害軽減ブレーキやペダル踏み間違い時加速抑制装置など、安全運転支援機能を備えた自動車（サポカーS）への乗り換えを検討しましょう。</li> <li>自転車に乗車するときは、ヘルメットを着用しましょう。</li> </ul>
家 庭・ 地 域 は	<ul style="list-style-type: none"> <li>交通安全について家族で話す機会を設けるほか、かかりつけ医等とこまめに連絡をとり、危険な運転等の兆候がないか確認をしましょう。</li> <li>高齢者家庭への訪問指導や見守り活動時の交通安全指導、交通安全教室の開催など、地域で高齢者を守る気運を高めましょう。</li> <li>危険な運転をする高齢者を認めた場合は、運転者本人やその家族に、運転免許証の自主返納について関係機関への相談を促すなど、地域ぐるみで高齢運転者の交通事故を防止しましょう。</li> </ul>
学 校 で は	<ul style="list-style-type: none"> <li>高齢者の行動特性等について理解を促し、高齢歩行者等の近くを自転車で通行するときの注意事項や、高齢者保護について学習する機会を設けましょう。</li> </ul>
職 域 で は	<ul style="list-style-type: none"> <li>高齢者の特性や高齢者の交通事故などの情報を共有・提供しましょう。</li> <li>従業員家族に、高齢者の交通事故防止を呼び掛けましょう。</li> <li>事業所周辺地域における、高齢者に対する保護誘導活動や声掛け指導などのボランティア活動に参加しましょう。</li> </ul>
実 施 機 関 は	<ul style="list-style-type: none"> <li>各種広報媒体を活用して広報啓発活動を強化するとともに、反射材用品等の普及・着用を促進しましょう。</li> <li>参加・体験・実践型の交通安全教室などを積極的に開催しましょう。</li> <li>老人クラブや社会福祉協議会の集まりなど、自治体や関係機関が実施する高齢者行事に参加し、交通事故防止を呼び掛けましょう。</li> <li>高齢者家庭へ訪問する際は交通安全について指導を行いましょう。</li> <li>自主返納後の高齢者に対する支援の充実を図り、運転に不安を感じる高齢者が自主返納しやすい環境の整備を推進しましょう。</li> <li>衝突被害軽減ブレーキやペダル踏み間違い時加速抑制装置など、安全運転支援機能を備えた自動車（サポカーS）への乗り換えの支援の充実を図り、高齢者が安全に運転を継続できる環境の整備を推進しましょう。</li> </ul>

### ③ 歩行者の交通事故をなくそう府民運動

〈 目 的 〉 横断歩道は歩行者優先であり、運転者には横断歩行者がないことが明らかな場合を除き、横断歩道手前で停止できるような速度で進行する義務や停止義務といった交通ルールの確実な遵守を習慣付けるとともに、歩行者には道路を渡る時は横断歩道を利用する、また、信号機のない横断歩道を横断するときは、「合図横断」を心掛けるなど、交通マナーの実践を図るものです。

〈スローガン〉 「歩行者ファースト 事故防止の合い言葉」

〈シンボルマーク〉 信号機のない横断歩道で「合図横断」をしている親子と、一時停止をして歩行者を優先している車両を表現したものです。



〈主な実施内容〉

主体	実施内容
運 転 者 は	<ul style="list-style-type: none"> <li>歩行者の安全を確保しながら、思いやりとゆずり合いの心を持って、安全運転に努めましょう。</li> <li>通学路や生活道路など歩行者の多い道路への通り抜けは避け、やむを得ず通行する場合は速度を落とし、細心の注意を払って運転しましょう。</li> <li>横断歩道に近づいたときは、横断歩行者がないことが明らかな場合を除き、その手前で停止できるような速度で進行して歩行者の有無を確認するとともに、歩行者が横断歩道を横断していたり、横断しようとしている場合は、必ず横断歩道の直前で一時停止をして歩行者を優先する「はんなり運転」を心掛けましょう。</li> <li>早めのライト点灯を習慣付けましょう</li> </ul>
自 転 車 利 用 者 は	<ul style="list-style-type: none"> <li>通行が可能な歩道においても、歩行者が優先であることから、歩行者の通行を妨げる場合は、必ず一時停止をしましょう。</li> <li>「自転車安全利用五則」（裏表紙に記載）を遵守し、歩行者や他の車両に配慮した運転を心掛けましょう。</li> </ul>
歩 行 者 は	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路を横断するときは、少し遠回りになっても横断歩道等の交通安全施設を利用し、信号機のある横断歩道ではその信号に従い、安全を確認してから横断を始めましょう。</li> <li>信号機のない横断歩道では、運転者に対して横断する意思を明確に伝え、安全を確認してから横断する「合図横断」で横断しましょう。また、横断中も周りに気を付けましょう。</li> <li>歩行者等横断禁止場所での横断、斜め横断はやめましょう。</li> <li>歩行中は、スマートフォンの操作など、注意力が散漫になる行為はやめましょう。</li> <li>夕暮れ時や夜間の外出時には、暗い中でも目立つよう、明るい色の服装を心掛け、持ち物等に反射材用品等を取り付けましょう。</li> </ul>
家 庭 で は	<ul style="list-style-type: none"> <li>こどもの手本となるよう自らが交通ルールを守り、日常生活を通じてこどもにも交通事故に遭わないための交通行動を習慣付けましょう。</li> <li>信号機のある横断歩道ではその信号に従い、安全を確認してから横断を始め、信号機のない横断歩道では「合図横断」をするよう、こどもにも繰り返し指導しましょう。</li> <li>こどもの見守り活動や交通安全教室等の交通ボランティア活動に積極的に参加しましょう。</li> </ul>
幼 稚 園・ 学 校 等 で は	<ul style="list-style-type: none"> <li>「合図横断」等の交通安全教育を実施しましょう。</li> <li>地域、保護者等と連携し、心身の発達段階に応じた体系的な交通安全教育や登下校時の交通安全指導を推進しましょう。</li> <li>登下校時の見守り活動や保護誘導活動の重要性について保護者等の理解を深めるとともに、園児・児童等が主体的に交通ルールや交通マナーを身に付けるように指導しましょう。</li> </ul>
職 域 で は	<ul style="list-style-type: none"> <li>あらゆる機会を通じ、従業員への交通安全教育を実施し、歩行者優先意識の向上を図る「はんなり運転」を実践するよう呼び掛けましょう。</li> <li>地域の交通ボランティア等と連携し、児童や高齢者の保護誘導活動等に積極的に参加しましょう。</li> </ul>
実 施 機 関 で は	<ul style="list-style-type: none"> <li>一人ひとりが交通事故を防止するための意識を持つよう、あらゆる機会を通じた広報啓発、教育活動を行いましょう。</li> <li>市区町村、実施機関・団体、事業所、地域、学校、家庭がそれぞれの特性を生かし、互いに連携・協力して効果的に広報啓発・教育活動を推進しましょう。</li> </ul>

※ 「はんなり運転」とは  
横断歩道における歩行者優先義務の遵守はもとより、「落ち着いて歩行者を保護する」という他の運転者の模範となる運転

## ④ 自転車の交通事故をなくそう府民運動

〈 目 的 〉 「京都府自転車の安全な利用の促進に関する条例」に基づき、自転車の正しい乗り方と歩行者の立場に立った思いやりのある運転を普及・促進することにより、自転車の危険又は迷惑な運転による交通事故防止を図るものです。

〈スローガン〉 「自転車の わがまま 気まま 事故のもと」

〈シンボルマーク〉 自転車が道路を軽快に走り抜けるところをイメージしたものです。ハートが思いやりを、ラインがマナーアップを表現しています。



〈主な実施内容〉

主体	実施内容
自動車・バイクの運転者は	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自転車との交通事故を防止するため、自転車の動きに注意し、危険を予測した運転に努めましょう。</li> <li>・ 自転車の通行の妨げとなるような駐車はやめましょう。</li> </ul>
自転車利用者は	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 交通ルールを遵守し、交通マナーを実践するとともに、ヘルメットを着用しましょう。</li> <li>・ 「自転車安全利用五則」を遵守し、歩行者や他の車両に配慮した運転を心掛けましょう。</li> <li>・ 飲酒運転は絶対にやめましょう。</li> <li>・ 妨害運転はもとより、イヤホン等の使用やスマートフォン等を操作しながら運転する「ながら運転」は絶対にやめましょう。</li> <li>・ 早めのライト点灯を心掛け、自転車の側面等に反射材用品を取り付けましょう。</li> <li>・ 自転車損害保険等への加入が義務付けられています。必ず加入しましょう。また、自転車の定期点検整備を受けましょう。</li> </ul>
家庭・地域で	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ こどもの手本となるよう、「自転車安全利用五則」を守り、日常生活を通じてこどもに交通事故に遭わないための交通行動を習慣付けましょう。</li> <li>・ 自転車幼児用乗車装置に未就学児を同乗させるときは、必ずヘルメットを着用させましょう。また、こどもも大人も自転車に乗るときは、ヘルメットを着用しましょう。</li> <li>・ 地域での自転車教室の開催やこども見守り活動で自転車の安全運転啓発を行うなどにより、交通ルールの遵守や交通マナーの実践に取り組みましょう。</li> <li>・ 家庭では、こどもが使用する自転車を含め、自転車損害保険等に必ず加入しましょう。</li> </ul>
学校では	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 交通ルール・マナー、点検整備方法、交通事故時の加害者責任の重さ等について交通安全教育を実施しましょう。</li> <li>・ 生徒は、自転車安全利用推進員講習を受講し、交通ボランティア活動に参加しましょう。</li> <li>・ 地域や家庭と連携した広報啓発活動を実施しましょう。また、関係機関等が実施する交通安全教室への参加を勧奨しましょう。</li> <li>・ 自転車通学者には、「自転車安全利用五則」を活用して、交通ルールを周知するとともに、ヘルメット着用による被害軽減効果について理解させ、ヘルメット着用を促進するほか、自転車損害保険等に必ず加入させましょう。</li> </ul>
職域では	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 業務や通勤で自転車を使用する職場においては、自転車利用者に「自転車安全利用五則」を活用して自転車の交通ルールを周知するとともに、自転車安全利用推進員講習を受講させ、業務中の事故を防止するだけでなく、従業員の家庭における教育や交通ボランティア活動にもつなげていきましょう。</li> <li>・ 業務で自転車を使用するときは、ヘルメットを着用し、必ず自転車損害保険等に加入しましょう。また、通勤目的の自転車利用者にはヘルメットを着用させ、自転車損害保険等に必ず加入させましょう。</li> <li>・ 外国人の従業員に、交通ルールと交通事故発生時の対応要領について職場教育を実施しましょう。</li> </ul>
販売店等は	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 条例に基づき、前年度に自転車を1,000台以上販売した自転車小売業者は、自転車安全利用情報の説明を推進する者を選任し、知事に届出を行いましょう。</li> <li>・ 購入時・修理時等に、顧客等に対して自転車の通行方法やヘルメット着用等について説明しましょう。</li> <li>・ 自転車貸出業者は、自転車を貸し出すとき、ヘルメットの着用を促すとともに、借受人に自転車損害保険等に加入させましょう。</li> </ul>
実施機関は	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「自転車安全利用五則」を、あらゆる機会を通じて府民に広報しましょう。</li> <li>・ 「自転車損害保険等の加入義務」や「同乗未就学児のヘルメット着用義務」の確実な履行に向けて積極的に広報啓発を行いましょう。</li> <li>・ 外国語で作成したチラシを活用するなど、関係機関・団体と連携し、外国人に対する広報啓発を推進しましょう。</li> <li>・ 自転車に乗車するときは、府民の模範となりヘルメットを着用するとともに、自転車利用時のヘルメット着用を呼び掛けましょう。</li> </ul>

## ⑤ 早めのライト点灯・反射材着用推進府民運動

〈 目 的 〉 視認性が低下することにより、周囲の安全確認がしにくくなる夕暮れ時等には、運転者が早めにライトを点灯することで、道路利用者の早期発見と自車の存在を周囲にいち早く知らせ、また、歩行者が夜間に外出するときに反射材用品等を着用することで、車両等に自らの存在をアピールして早期発見を促し、交通事故の防止を図るものです。

〈スローガン〉 「早めのライト・安全サイン」

〈シンボルマーク〉 ゆとりをもって安全運転を心掛けることをイメージしたものです。渦巻きが道路を、目がライト点灯を、背景が夕暮れを表現しています。



〈主な実施内容〉

主体	実施内容
自動車・バイクの運転者は	<ul style="list-style-type: none"> <li>自車の存在を道路利用者にいち早く知らせるため、夕暮れ時には、早めのライト点灯を心掛けましょう。また、気象状況に応じたライトの点灯を心掛けましょう。</li> <li>薄暮時間帯（日没前後1時間）は、昼間と比較して周囲の視界が悪く、日没後に歩行者事故が多く発生することから、速度を落とし、周囲の交通状況に一層注意して慎重な運転を心掛けましょう。</li> <li>ライト点灯時は、対向車や先行車がない場合は原則ハイビームを活用し、対向車や先行車がある場合はロービームに切り替えるなど、前照灯の上向き・下向きの切替えをこまめに行いましょう。</li> </ul>
自転車利用者は	<ul style="list-style-type: none"> <li>早めのライト点灯を心掛けるとともに、自転車の側面等に反射材用品等を取り付けましょう。</li> </ul>
歩行者は	<ul style="list-style-type: none"> <li>夕暮れ時や夜間の外出時には、暗い中でも目立つよう、明るい色の服装を心掛け、持ち物等に反射材用品等を取り付けましょう。</li> </ul>
家庭・地域で	<ul style="list-style-type: none"> <li>夕暮れ時・夜間の交通事故を防止するため、反射材用品等の着用を促進しましょう。</li> </ul>
幼稚園・小学校等は	<ul style="list-style-type: none"> <li>夕暮れ時の早めのライト点灯、夕暮れ時・夜間の反射材用品等の着用を指導し、幼少期から反射材用品等の着用を習慣付ける交通安全教育を実施しましょう。</li> </ul>
職域では	<ul style="list-style-type: none"> <li>従業員に対し、夕暮れ時や気象状況等による危険性を理解させ、早めのライト点灯を指導しましょう。</li> <li>道路等で夜間作業に従事させる場合は、照明設備を早めに活用するとともに、視認性の高い反射材用品等を着用させましょう。</li> </ul>
実施機関は	<ul style="list-style-type: none"> <li>早めのライト点灯や反射材用品等の着用に積極的に取り組みましょう。</li> <li>あらゆる広報媒体を活用して広報啓発を推進するとともに、反射材用品等の視認効果、使用方法等について理解を深めるため、参加・体験型の交通安全教室を実施し、反射材用品等の普及・着用を促進しましょう。</li> </ul>

## ⑥ 飲酒運転根絶府民運動・妨害運転根絶府民運動

〈 目 的 〉 府民一人ひとりに「飲酒運転を絶対にしない・させない」という意識を徹底することにより、悲惨な交通事故の要因となる飲酒運転の根絶を図るものです。また、悪質・危険な運転は、交通秩序を乱す不法行為であるため、地域の安心・安全の確保に資する観点から、地域ぐるみの根絶運動を展開するものです。

	スローガン	シンボルマーク
飲酒運転根絶府民運動	「飲んだなら 運転しません させません」	ビールのジョッキを車に見立て、飲酒運転はダメ！と「×印」を、力強く表現したものです。 
妨害運転根絶府民運動	「危険運転 みんなで追放 NO！あおり」	—

〈主な実施内容〉

主体	実施内容
運 転 者 は	<ul style="list-style-type: none"> <li>お酒に強い、弱いにかかわらず、お酒を飲めば必ず運転操作等に影響を及ぼします。「これくらいなら」、「少しの距離だから」という考えを捨て、飲酒運転は絶対にやめましょう。また、二日酔い状態でも飲酒運転になりますので、飲酒量に注意しましょう。</li> <li>運転する際には、周りの車等に対する「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持って、安全な速度・方法での運転を心掛けましょう。</li> <li>十分な車間距離を保つとともに、不必要な急ブレーキや無理な進路変更等は絶対にやめましょう。</li> <li>悪質・危険な妨害運転の抑止に有効なドライブレコーダーを設置しましょう。</li> <li>妨害運転を受けた場合は、サービスエリア等、交通事故に遭わない場所に避難するとともに、車外に出ることなく110番通報しましょう。</li> </ul>
家 庭・ 地 域 で	<ul style="list-style-type: none"> <li>家庭では、飲酒運転や妨害運転の危険性、違法性、交通事故を起こしたときの社会的責任の重大さや代償の大きさ、命の尊さなどを話題に取り上げて話し合いましょう。</li> <li>飲酒運転や妨害運転を絶対にしない・させないという意識を持たせる啓発・教育を行いましょう。</li> <li>車両を運転する際は、周りの車の動きなどに注意し、相手の立場に立って、思いやりの気持ちを持ってゆずり合いの運転を心掛ける啓発・教育を行いましょう。</li> <li>町内会等、地域での行事の機会を捉え、飲酒運転や妨害運転の危険性、違法性、責任の重大性等について積極的な広報啓発に努めましょう。</li> <li>アルコール依存症による飲酒運転の兆候がみられる人がいれば、家族、警察、行政機関などに相談し、節酒・断酒に向けた支援や専門医療機関による適切な治療へつなげましょう。</li> </ul>
職 域 で は	<ul style="list-style-type: none"> <li>出勤時、点呼時、運転前後等のアルコール検知器を使用したアルコールチェックのほか、朝礼時や各種行事を利用した交通安全指導等により、飲酒運転や妨害運転をしない・させない職場環境づくりに努めましょう。</li> <li>酒癖やアルコール依存症等の相談を通じて産業医や家族等と連携しながら飲酒運転をさせない環境をつくりましょう。</li> <li>従業員に対して安全指導を徹底し、飲酒運転や妨害運転の根絶を図りましょう。</li> <li>社用車のみならず、従業員のマイカーへのドライブレコーダー設置を推進しましょう。</li> </ul>
飲 食 店 で は	<ul style="list-style-type: none"> <li>酒類を提供する飲食店は、車両を運転する人に酒類を提供しない、飲んだ人には運転させないことを徹底しましょう。また、「ハンドルキーパー運動」の普及に努めましょう。</li> <li>公共交通機関、運転代行業者やタクシーの利用を促進しましょう。</li> </ul>
実 施 機 関 は	<ul style="list-style-type: none"> <li>あらゆる機会を通じ、飲酒運転や妨害運転は、犯罪であること、悲惨な交通事故の要因となり得ることを啓発しましょう。</li> <li>各種広報媒体を活用し、飲酒運転や妨害運転の悪質性・危険性について広報啓発しましょう。</li> <li>「ハンドルキーパー運動」の普及に努めましょう。</li> </ul>

※ 道路交通法の一部改正により、令和6年11月1日から自転車の酒気帯び運転が処罰対象となりました。各主体では、自転車の飲酒運転防止も含めた取組をお願いします。

## ⑦ シートベルト・チャイルドシート着用推進府民運動

〈 目 的 〉 交通事故による被害の防止・軽減を図るため、シートベルト及びチャイルドシートの着用効果の周知と正しい着用を徹底するものです。

〈スローガン〉 「みんなの命 シートベルトが守ります」

〈主な実施内容〉

主体	実施内容
運 転 者 は	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自らがシートベルトを正しく着用するとともに、助手席及び後部座席同乗者のシートベルト着用を徹底しましょう。</li> <li>・ 幼児が乗車する場合は、体格にあったチャイルドシートを正しく使用しましょう。</li> </ul>
家 庭・ 地 域 で	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ シートベルト・チャイルドシート着用による被害軽減効果や必要性について話し合い、家族全員で全ての座席における正しい着用を習慣付けましょう。</li> <li>・ 幼児・児童・生徒の送迎時は、保護者が責任を持って、シートベルト・チャイルドシートの着用を確認しましょう。</li> <li>・ 地域での交通安全教室や会合などで、シートベルト・チャイルドシート着用による被害軽減効果や必要性、これらの正しい着用方法について啓発しましょう。</li> </ul>
職 域 で は	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 朝礼時や各種行事を利用してシートベルト着用による被害軽減効果や必要性について繰り返し指導し、通勤時、業務中の全ての座席におけるシートベルト着用を習慣付けましょう。</li> <li>・ 社内広報誌（紙）等を活用してシートベルト着用による被害軽減効果や必要性について広報啓発を推進するとともに、従業員による地域の広報啓発活動への参加を促進しましょう。</li> <li>・ シートベルトコンビンサーなどを使用した、着用効果を実感できる参加・体験型の学習等に積極的に参加しましょう。</li> </ul>
実 施 機 関 で	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ あらゆる機会を捉え、シートベルト・チャイルドシート着用による被害軽減効果や必要性と正しい着用方法について広報啓発活動を推進しましょう。</li> <li>・ 後部座席の着用を促進するため、関係機関・団体等と連携し、シートベルトコンビンサーなどを使用した、着用効果を実感できる参加・体験型の交通安全教育を推進しましょう。</li> </ul>

## ⑧ 二輪車等の安全利用推進府民運動

〈 目 的 〉 手軽で開放的な乗り物である二輪車、特定小型原動機付自転車の安全な利用について、家庭や学校・事業所等全ての府民が一体となって取り組むことにより、二輪車等の交通事故防止を図るものです。

〈スローガン〉 『安全に。』 予断を許さぬ バイク利用』

〈主な実施内容〉

主体	実施内容
運 転 者 は	<ul style="list-style-type: none"> <li>二輪車は、安定性に欠け、少しバランスを崩せば死亡・重傷事故につながるおそれのあることを認識しましょう。</li> <li>事故発生時の被害軽減のため、長袖、長ズボン、グローブ、ブーツ（運動靴）等を着用するとともに、ヘルメットの正しい着用（あご紐の結着）、膝・肘・胸部プロテクターの装着に努めましょう。</li> <li>速度の出し過ぎ、見とおしの悪い場所での無理な追越し・追抜き等はやめましょう。</li> <li>定期的に点検整備をしましょう。</li> <li>特定小型原動機付自転車（電動キックボード等）を運転するときは、交通ルールを遵守し、交通事故防止に努めるとともに、交通事故発生時の被害軽減のため、ヘルメットを着用しましょう。</li> </ul> <p>なお、16歳未満の方は、特定小型原動機付自転車を運転してはいけません。</p>
家 庭・ 地 域 で	<ul style="list-style-type: none"> <li>二輪車を利用する者に対し、二輪車事故のリスクや二輪車の特性を理解させるとともに、二輪車の安全な利用について話し合う機会を持ちましょう。</li> </ul>
学 校 で は	<ul style="list-style-type: none"> <li>二輪車による通学を許可し、使用させる場合は、実技を含めた交通安全教育の実施に努めるとともに、警察や関係機関が実施する安全運転実技講習会等への参加を促進しましょう。</li> <li>二輪車の危険性や、交通事故を起こした際の責任について指導を行いましょ。</li> <li>特定小型原動機付自転車に関する交通安全教室や、校内掲示板、ポータルサイト等を活用した交通ルールの周知を徹底しましょう。</li> </ul>
職 域 で は	<ul style="list-style-type: none"> <li>通勤に二輪車を利用する従業員に対し、安全指導を行いましょ。</li> <li>関係機関と連携し、実践的な二輪車の交通安全教育を実施しましょ。</li> </ul>
販 売 店 等 で	<ul style="list-style-type: none"> <li>購入時・修理時等に、交通事故防止スクールや交通安全の装備品等の情報を積極的に提供しましょ。</li> <li>初心者ライダー、いわゆるリターンライダー等に対しては、最近の二輪車の性能や特性について改めて理解させ、交通ルールを遵守し、自己の体力や技量に見合った無理のない運転を呼び掛けましょ。</li> <li>販売店等が実施するツーリングでは、参加者に応じた無理のない運転計画を立て、交通事故防止に努めましょ。</li> <li>特定小型原動機付自転車の利用者等に対しては、年齢を確認し、交通ルール等の周知、ヘルメットの着用等を呼び掛けましょ。</li> </ul>
実 施 機 関 で	<ul style="list-style-type: none"> <li>各種広報媒体を活用して二輪車、特定小型原動機付自転車の安全な利用方法について広報啓発を推進し、関係機関・団体と連携した安全運転講習会の開催により、二輪運転者等に対する交通安全教育の充実強化に努めましょ。</li> </ul>

## ⑨ 迷惑駐車対策推進府民運動

〈 目 的 〉 府民一人ひとりが、迷惑駐車をしない、させない意識を一層高めるとともに、運転者及び自転車利用者の駐車マナーを向上させることにより、迷惑駐車のない安全で円滑・快適な交通社会を実現しようとするものです。

〈スローガン〉 「しない させない 迷惑駐車」

〈主な実施内容〉

主体	実施内容
運 転 者 ・ 車 自 用 者 は	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 迷惑駐車は交通の障害となり、渋滞発生の原因となるほか、交通事故を誘発する危険な行為ですので、絶対にやめましょう。</li> <li>・ 目的地の駐車場の有無を確認するなど、駐車場所の確保を習慣付けましょう。</li> <li>・ 駅周辺道路や商店街の歩道等、通行の妨げとなるような場所には絶対に駐車しないようにしましょう。</li> <li>・ 自転車は、自転車駐輪場に駐輪し、路上放置はやめましょう。</li> </ul>
地 域 で は	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自治体、交通安全団体等と連携した街頭啓発活動、回覧板等を活用した広報活動を展開しましょう。</li> </ul>
職 域 で は	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 従業員の駐車マナーの向上を図るとともに、業務用車両の持ち帰りを自粛し、公共交通機関の利用を促しましょう。</li> </ul>
市 町 村 で は	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 駅・ターミナル周辺において、駐車（輪）場を整備し、迷惑駐車及び放置自転車の防止を図りましょう。</li> <li>・ 関係機関・団体と連携して、迷惑駐車の防止対策を推進しましょう。</li> </ul>
実 施 機 関 は	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 駐車行為の危険性・迷惑性をあらゆる広報媒体を活用して広報するとともに、迷惑駐車追放の気運を盛り上げましょう。</li> <li>・ 幹線道路、駅・ターミナル等における迷惑駐車や放置自転車を防止するため、道路パトロール等による指導、警告及び必要に応じた撤去活動を強化しましょう。</li> </ul>

# 協力機関 (実施機関)

(順不同)

## 行政機関等

京都府  
京都市  
各市区町村  
京都府警察  
京都府教育委員会  
京都市教育委員会  
各教育委員会  
近畿運輸局京都運輸支局  
近畿地方整備局京都国道事務所  
近畿地方整備局福知山河川国道事務所  
京都地方検察庁  
京都労働局  
京都家庭裁判所  
京都保護観察所  
京都少年鑑別所  
京都市市長会  
京都府町村会

## 交通安全協会等

京都府交通安全協会  
[京都府交通安全活動推進センター]  
単位交通安全協会  
京都府高速道路交通安全連絡協議会  
各地域交通安全活動推進委員協議会  
学区等地域単位の交通安全推進組織

## 教育関係

京都府小学校校長会  
京都市小学校校長会  
京都府中学校校長会  
京都市立中学校校長会  
京都府立高等学校校長会  
京都市立高等学校校長会  
京都市立幼稚園長会  
京都市営保育所所長会  
京都府保育協会  
京都府私立幼稚園連盟  
京都市保育園連盟  
京都府私立小学校連合会  
京都府私立中学高等学校交連合会  
京都府PTA協議会  
京都市PTA連絡協議会  
京都府立高等学校PTA連合会  
京都府立高等学校定時制部都育友会連合会  
京都市立高等学校PTA連絡協議会  
京都府私立中学高等学校保護者会連合会  
京都市保育園保護者会連絡協議会  
京都府公立幼稚園PTA連絡協議会  
京都市幼稚園PTA協議会  
大学コンソーシアム京都

## 青少年関係

京都市少年補導委員会  
京都市民生児童委員連盟  
日本ボーイスカウト京都連盟  
ガールスカウト京都府連盟  
京都府連合青年団

## 女性・高齢者関係

京都府連合婦人会  
京都市地域女性連合会  
京都府交通安全女性ネットワーク  
京都府老人クラブ連合会  
京都市老人クラブ連合会  
京都府社会福祉協議会  
京都市社会福祉協議会  
京都府身体障害者団体連合会  
京都市身体障害者団体連合会

## 運輸関係

京都市交通局  
京都府バス協会  
京都府トラック協会  
京都府タクシー協会  
京都府個人タクシー協会  
全京都個人タクシー共済協同組合  
協同組合京都個人タクシー協会

## 鉄道関係

関西鉄道協会  
西日本旅客鉄道  
京阪電気鉄道  
京福電気鉄道  
近畿日本鉄道  
阪急電鉄  
京都丹後鉄道  
叡山電鉄  
嵯峨野観光鉄道

## 自動車・自転車関係

京都府自動車販売古協会  
京都府中古自動車販売協会  
京都府軽自動車協会  
京都府自動車整備振興会  
京都府二輪車普及安全協会  
京都府自転車軽自動車商協同組合  
日本自動車連盟京都支部  
京都府レンタカー協会  
京都市都市整備公社  
京都駐車協会  
京都府石油商業組合  
京都府自動車部品商組合  
京都府自動車車体整備協同組合  
京都府自動車電装品整備商工組合  
京都府タイヤ商工協同組合  
京都オートバイ事業協同組合  
日本自動車タイヤ協会近畿支部

## 商工関係

京都府商工会連合会  
京都府商工会議所連合会  
京都商工会議所  
京都青年会議所  
京都府商工連盟  
京都百貨店協会  
京都府中小企業団体中央会

## 銀行・保険関係

京都銀行協会  
京都府信用金庫協会  
日本損害保険協会近畿支部  
損害保険料率算出機構京都自賠責損害調査事務所  
生命保険協会京都府協会  
京都損害保険代理業協会

## 道路関係

京都府道路協会  
京都市道路利用者会議  
京都府建設業協会  
西日本高速道路  
京都府道路公社

## 農・漁・林業関係

京都木材協同組合  
京都府農業協同組合中央会  
全国農業協同組合連合会京都府本部  
全国共済農業協同組合連合会京都府本部  
京都府信用農業協同組合連合会  
京都府森林組合連合会  
京都府漁業協同組合

## 飲食業関係

京都府料理飲食業組合連合会  
京都花街組合連合会  
京都府旅館ホテル生活衛生同業組合  
京都府小売酒販組合連合会

## 弁護士関係

京都弁護士会交通事故委員会  
京都府人権擁護委員連合会

## 医療関係

京都府医師会  
京都府医師自動車連盟  
京都府歯科医師会  
京都府歯科医師自動車連盟

## 労働組合関係

京都府労働組合連合会  
同連京都滋賀地方交通運輸労働組合連合会

## 上記以外の実施機関

自動車安全運転センター京都府事務所  
京都府指定自動車教習所協会  
京都府消防協会  
京都府防犯協会連合会  
自動車事故対策機構京都支所  
軽自動車検査協会京都事務所  
京都労働基準連合会  
生活衛生同業組合京都興行協会  
各地域ライオンズクラブ  
各地域ロータリークラブ  
京都府危険物安全協会連合会  
京都府神社庁  
京都キリスト教協議会  
京都府保護司会連合会  
京都サイクリング協会  
京都環境事業協同組合

# 協力機関 (協賛機関)

(順不同)

京都新聞社  
朝日新聞社京都総局  
毎日新聞社京都支局  
読売新聞社京都総局  
産経新聞社京都総局

共同通信社京都支局  
中日新聞社京都支局  
日本経済新聞社京都支社  
時事通信社京都総局

日本放送協会京都放送局  
京都放送  
エフエム京都  
ジェイコムウエスト京都みやびじょん局



## 自転車安全利用五則



- 1 車道が原則、左側を通行  
歩道は例外、歩行者を優先



- 2 交差点では信号と一時停止を守って、  
安全確認



- 3 夜間はライトを点灯



- 4 飲酒運転は禁止



- 5 ヘルメットを着用

### 京都府交通対策協議会事務局

京都府 文化生活部 安心・安全まちづくり推進課内

電話：075-414-4367 FAX：075-414-4255

ホームページ：<http://www.pref.kyoto.jp/kotsuanzen/index.html>